公益社団法人沖縄県獣医師会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人沖縄県獣医師会定款第29条の規程に基づき、公益社団法人沖縄県獣医師会(以下「本会」ていう。)の役員の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 役員とは、定款第24条第1項に定める理事及び監事をいう。
 - (2) 常勤役員とは、理事のうち本会を主な勤務場所とする者をいう
 - (3) 非常勤役員とは、役員のち常勤役員以外の役員をいう。

(報酬等の支給)

- 第3条 本会は、役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる 但し、勤務会員(県職員)の役員は、その限りではない。
 - 2 常勤役員の報酬は月額の支給、非常勤役員の報酬は年度末に定額を支給する。

(報酬額の決定)

第4条 役員の報酬は、別表に規程する基準額の範囲内の額とし、各々の理事の報酬の額は各々の執務の実情に応じ総会の決議を得て決定する。また、監事の基準額は別表に規程する額とする。

(報酬の支給日)

第5条 役員報酬の支給日は、常勤役員にあっては、毎月21日(その日が土曜日、日曜日、又は振替休日に当たるときは前日)とする。また非常勤役員にあっては、年度末の理事会等の会議出席時に支給する

(報酬の支給方法)

- 第6条 報酬は通貨をもって本人に支給する。但し、本人の指定する金融機関 口座に振り込むことができる。
 - 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を差し引いて支給する。(公表)
- 第7条 本会は、規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等関する法律第20条第1項に定める報酬の支給基準として公表する。 (改廃)
- 第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるほか必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に 定める。

附則

1. この規程は、公益社団法人沖縄県獣医師会の設立登記のあった日から施行する。(平成25年4月1日)

附則

1. (令和5年6月20日一部改正、第54回定期総会において承認)

別 表

役 職 名 等	報酬の	基準額
会 長 (非常勤)	60万円	1 坐たりの左右
副 会 長 (非常勤)	5 万円	1人当たりの年額
専務理事・理事 (常 勤)	2 2 万円	1 人当たりの月額 ただし事務局長兼任の場合 役員報酬を支給しない
理 事 (非常勤)	3万円	1人当たりの年額
監 事 (非常勤)	3万円	